

車返西自治会個人情報取扱ルール

制定 平成30年10月14日

(目的)

第1条 この取扱ルールは、車返西自治会（以下「本会」という。）が保有する個人情報について適切な取り扱いを確保することを目的として定めます。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めます。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取り扱いルールを、総会資料と一緒に会員に配布することにより周知します。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とします。

2、管理者はこのルールに従って個人情報が適正に取り扱われていることを確認し、取り扱い状況について定期的に点検します。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、役員と会長の指示を受けた者とします。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、会長が「車返西自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、緊急時の援護の要否等（緊急時連絡先、その他連絡事項等）で会員が同意する事項とします。

4、本会が会員名簿に記載する個人情報は、氏名、号棟、電話番号で会員が同意する事項とします。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 車返西自治会規約第3条「目的」の達成に必要な活動
- (3) 災害等や緊急時の救助や支援の活動
- (4) 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

(管理)

第9条 本会が保有する個人情報は全て適正に管理します。

- 2 電子データはパスワードで保護されたPCに保管します。
- 3 紙媒体の個人情報は鍵のかかる場所（施錠つきロッカー）に保管します。

4 不要となった個人情報、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提供)

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託、管理組合、防災委員会を除く）に提供しません。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合。
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要で急を要する場合
- (4) 公衆衛生の向上、又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (5) 国の機関、若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱いは、個人情報を第三者（都、市役所を除く）に提供したときは、第三者提供に係る記録を作成し保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者（都、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

(開示)

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理者に対し開示を請求することができます。

- 2、個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったときは、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

- 2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。

(漏洩発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏洩、滅失、毀損などの事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実および原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 車返西自治会における、開示請求及び苦情相談窓口は副会長とします。

*本会が保有する個人情報は「車返西住宅管理組合」又は「車返西防災委員会」が「個人情報取り扱いルール」を制定した時点で、それぞれの組織と共同利用できるものとします。

(附則) この個人情報取り扱いルールは、平成30年11月1日から施行します。